

第5回

(令和3年5月11日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年5月11日(火) 午前9時30分から午前10時8分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 10名

1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一
7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親
10番委員 深水 勇治

4 欠席委員 なし

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 議第20号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第21号案 農地法第4条の規定による許可申請について

議第22号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第23号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

協議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買の申出について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 園林沙恵

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、3番・4番委員をお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

議長 ないようですので、議事の審議に入ります。

議長 議第20号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第20号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について5番委員から調査報告をお願いします。

5番 (調査番号1)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人、譲受人は親戚関係です。譲受人、譲受人、耕作者ともこの申請について了解をされているという案件になります。譲受人の経営内容について報告

します。家族1人(稼働力1人)、隣に子ども、孫さんがおられて、繁忙期には手伝いをされています。経営面積は、39.4a、田 10.59a、畑 28.81a。田には水稻、畑には野菜等をつくられております。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):贈与で0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):耕運機、刈払機を所有。8番(取得農地の利用計画):野菜、そばです。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号2番から5番について6番委員から調査報告をお願いします。

6番 (調査番号2~5) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、贈与と相手方の要望です。譲受人、借入人の経営内容について報告します。家族5人(稼働力2人)。経営面積は、0.2a、畑 0.2a で野菜を作付けされております。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):この申請後30aになりますので問題なし。2番(通作距離):5m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):2番は贈与で金額は発生しておりません。3番は1筆3,500円、4番は1,000円、5番は使用貸借で金額は発生しておりません。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、管理機を所有。8番(取得農地の利用計画):そら豆、野菜を作付けされます。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号6番、7番について9番委員から調査報告をお願いします。

9番 (調査番号6) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人(稼働力3人)経営面積は、75a、田 1a、畑 74a、畑は野菜 40a、栗 34aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):800m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):25万円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、草払機、手押しモア、バックフォー、耕運機、ミスト機です。8番(取得農地の利用計画):栗を 800㎡、梅 702㎡を作付けされます。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

9番 (調査番号7) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人(稼働力3人)経営面積は、75a、田 1a、畑 74a、畑は野菜 40a、栗 34aです。3条調査項目により

報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：800m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：30万円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、草払機、手押しモア、バックホー、耕運機、ミスト機です。8番（取得農地の利用計画）：粟を作付けされます。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 それでは、質問のある方は挙手の上お願いします。

議 長 質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議 長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議 長 調査番号5番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議 長 調査番号6番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議 長 調査番号7番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

以上により、全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議 長 議第21号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議第21号案農地法第4条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、6番委員から調査報告をお願いします。

6 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は住宅及び農業用倉庫です。4条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地

です。2番（着工時期）：許可日からです。3番（資金調達）：借入金です。5番（周囲の承諾）：問題ありません。6番（公衆衛生）排水については、浄化槽を設けて、道路側溝に排水するというものであります。7番（防除措置）最善の注意を払い工事施工を行いますとのこと。8番（日照通風）申請地の南側に農地はありますが、問題はないと考えます。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。以上、報告終わります。

議長 それでは、2番は委員さんが関係しておりますので、1番だけを採決したいと思いを。
議長 質疑がある方の挙手をお願いします。

議長 質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて
議長 意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議長 申請どおり許可するものとします。

議長 番号2番は、1番委員さんは退席をお願いします。

（1番委員退席）

議長 調査番号2番について、3番委員から調査報告をお願いします。

3番 （調査番号2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は畜舎、堆肥舎建設です。乳牛成牛で40頭搾乳されておりますが、これを機に90頭ほどまで増頭したいという希望での申請です。4条調査項目により報告します。1番（農地区分）：1種農地です。2番（着工時期）：許可日からです。3番（資金調達）：借入金です。5番（周囲の承諾）：問題ありません。6番（公衆衛生）問題ありません。7番（防除措置）土地を上げず現状のまま建設するというものであります。8番（日照通風）問題ありません。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域内です。以上、報告終わります。

議長 質疑がある方の挙手をお願いします。

議長 新設の畜舎は、現在の畜舎からどれくらいのところにあるのでしょうか。

3番 隣です。1-31が現在の畜舎です。

議長 他に何かありませんか。1種農地でも農業用施設だから転用できるということですね。

4番 現在の畜舎のように分筆されるのでしょうか。

事務局 分筆の予定はないと思われまます。堆肥舎、畜舎、旋回スペース、サイロを置くスペースになるみたいです。

議長 質問もないようですので、調査番号2番について申請どおり許可することについて
議長 意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議長 申請どおり許可するものとします。

（1番委員入室）

議長 議第22号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議第 22 号案農地法第 5 条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号 1 番、2 番について 5 番委員から調査報告をお願いします。

5 番 （調査番号 1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：3 種農地です。2 番（着工時期）：許可後 6 月 1 日からです。3 番（資金調達）：借入金です。5 番（周囲の承諾）：問題なし。6 番（公衆衛生）生活雑排水、汚水については公共下水道に排水処理、雨水については、敷地内浸透及び自然勾配にて排水します。7 番（防除措置）問題が発生した場合は、責任をもって対処します。8 番（日照通風）問題が発生した場合は、責任をもって対処します。9 番（小作地か）問題なし。10 番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は 330 万円です。以上、報告終わります。

5 番 （調査番号 2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：3 種農地です。2 番（着工時期）：許可後 6 月 15 日からです。3 番（資金調達）：借入金です。5 番（周囲の承諾）：問題なし。6 番（公衆衛生）上水道は、町水道、トイレ雑排水は町の下水道に接続して処理、雨水については、浸透枿を設置し地下浸透による自然排水とする。7 番（防除措置）十分に注意して造成する。8 番（日照通風）周囲の耕作農地に影響が出ないように建築し周囲に高木等植栽しないよう万全を期すということでした。9 番（小作地か）問題なし。10 番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は 230 万円です。以上、報告終わります。

議 長 調査番号 3 番について 9 番委員から調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号 3）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は駐車場です。申請地は、令和 3 年 2 月に店舗及び駐車場として利用計画された土地の中にある申請地です。所有者と協議した結果、他の利用ができないので、駐車場の一部として利用されるものです。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：2 種農地です。2 番（着工時期）：3 年 7 月からです。3 番（資金調達）：融資金です。5 番（周囲の承諾）：問題なし。6 番（公衆衛生）給水、生活排水、汚水排水は必要ありません。雨水については、敷地内に地下浸透で、敷地内に数カ所に浸透枿設け排水します。7 番（防除措置）造成地は地盤高を変更せず転圧、締固めで利用します。北側の建物敷地及び南側、西側の農地に土砂等の流出が発生しないように万全を期して施工されます。8 番（日照通風）近接地のことを最優先に施工します。隣接地所有者には十分な全体計画を説明し、問題が発生ないように心掛けてされるそうです。9 番（小作地か）問題なし。10 番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は、ありません。以上、報告終わります。

議 長 調査番号 4 番について 2 番委員から調査報告します。

2 番 （調査番号 4）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は資

材置場です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：許可後です。3番（資金調達）：埋め立てに河川土砂を使用するため自己資金ですが、費用はかかりません。5番（周囲の承諾）：周囲に農地はありません。6番（公衆衛生）地下浸透で問題はありません。7番（防除措置）問題なし。8番（日照通風）農地がないため問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。賃貸借で、月1万円の使用料です。以上、報告終わります。

議 長 調査番号5番について3番委員から調査報告をお願いします。

3 番 （調査番号5）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は資材置場です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：許可日からです。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）雨水以外はでませんが、自然浸透とするということでした。7番（防除措置）丁寧に施工しますが、問題が発生した場合は、速やかに対処するということでした。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は、175万円です。以上、報告終わります。

議 長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。

議 長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 調査番号5番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

申請どおり許可するものといたします。

議 長 議第23号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第23号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）今回は利用権設定が19件です。

番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1～19番適格の報告あり）

議 長 質問のある方はいらっしゃいませんか。

議 長 それでは、農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について異議のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

それでは、適格といたします。

議 長 報告第5号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第5号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）

議 長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について（説明）あっせん委員の担当割をお願いします。

議 長 1番を1番委員、川村、山崎推進員をお願いします。

2番を8番、10番委員、田浦推進員をお願いします。

3番を5番、5番委員をお願いします。

よろしくをお願いします。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年5月11日

農業委員会会長

3番 農業委員

4番 農業委員